

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託

募集要項

令和8年5月

大分市上下水道局

この募集要項は、大分市上下水道局（以下「委託者」という。）が実施する宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託に関し、業務を受託する民間の業者（以下「受託者」という。）の募集及び選定の手続き等を定めたものであり、募集に参加しようとする者（以下「参加者」という。）に交付するものである。

また、以下に掲げる別冊の書類と一体をなすものである。（これらの書類を総称して、以下「募集要項等」という。）

- ① 要求水準書（処理場編）
- ② 要求水準書（管路施設編）
- ③ 要求水準書（計画編）
- ④ 提案審査基準
- ⑤ 提案様式集
- ⑥ 契約書（案）

参加者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、提出することとする。

目 次

1	業務概要	1
1.1	委託業務名	1
1.2	本業務の実施場所	1
1.3	公共施設等の管理者の名称	1
1.4	本業務の目的	1
1.5	本業務の対象施設	1
1.6	本業務の対象業務	1
1.7	本業務に関する要求水準	2
1.8	委託方式	2
1.9	委託期間	2
1.10	本業務に係る許認可、届出等	3
1.11	提案上限価格	3
1.12	法令等の遵守	3
2	参加者の募集に関する条件等	4
2.1	基本的な考え方	4
2.2	選定の方法	4
2.3	参加者の構成等	4
2.4	参加資格要件	4
2.5	参加資格の確認基準日	8
2.6	参加資格の確認基準日以降の取扱い	8
2.7	応募に関する留意事項	8
3	募集及び選定等の日程	11
4	募集に関する手続き等	12
4.1	資料閲覧	12
4.2	現地見学会	12
4.3	募集要項等に関する質問の提出	13
4.4	募集要項等に関する質問への回答公表	13
4.5	参加表明書及び参加資格確認書類の受付	13
4.6	参加資格確認結果の通知	14
4.7	競争的対話	14
4.8	技術提案書等の提出	16
4.9	参加の辞退	16

5	優先交渉権者の決定等	17
5.1	委員会の設置	17
5.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	17
5.3	優先交渉権者の決定	17
5.4	選定結果の通知等	18
5.5	参加者がいない場合の取扱い	18
5.6	参加者が1者であった場合の取扱い	18
5.7	契約手続き	18
6	提出書類	19
6.1	参加表明時の提出書類	19
6.2	技術提案書提出時の提出書類	20
7	本業務に関する問合せ先	22
	別紙	23
	共同企業体の取扱について	23

1 業務概要

1.1 委託業務名

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託（以下「本業務」という。）

1.2 本業務の実施場所

大分市大字宮崎 35 番地（宮崎水資源再生センター） 外

1.3 公共施設等の管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

1.4 本業務の目的

本業務は、下水道施設の性能を担保することを条件とし、受託者が自由な発想の下、自らの裁量で下水道施設の運営・管理業務を安全かつ効率的に実施するとともに、維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、維持管理と改築を一体的に最適化することにより、より効率的・効果的な維持管理を実現することを目的とする。

1.5 本業務の対象施設

本業務の対象施設は、次のとおりとする。

(1) 宮崎水資源再生センター包括維持管理業務

ア 宮崎水資源再生センター、小野鶴汚水中継ポンプ場、片島雨水排水ポンプ場 外
なお、詳細は別冊の要求水準書（処理場編）に示す。

(2) 管路施設維持管理業務

ア 点検・調査業務：大分市公共下水道（全処理区）内の管路施設
イ 緊急対応業務：大分市公共下水道（植田処理区）内の管路施設
なお、詳細は別冊の要求水準書（管路施設編）に示す。

(3) 計画策定業務

ア 大分市公共下水道（全処理区内）の下水道施設
なお、詳細は別冊の要求水準書（計画編）に示す。

1.6 本業務の対象業務

本業務は、大分市が設置し、所有し、又は占用する水資源再生センター、ポンプ場及びマンホールポンプ施設等（以下「処理場等」という。）及び管路施設の機能を十分発揮し適正な管理を実施するとともに、維持管理を踏まえた効率的な改築計画を策定するため、次に掲げる業務を対象とする。

(1) 宮崎水資源再生センター包括維持管理業務

- ア 処理場等の運営業務
 - イ 処理場等の運転操作業務
 - ウ 処理場等の監視業務
 - エ 水質分析業務
 - オ 臭気測定業務
 - カ 施設・物品管理業務
 - キ 修繕等業務
 - ク 処理場等の清掃業務
 - ケ 処理場等の緑地管理業務
 - コ その他の業務
- (2) 管路施設維持管理業務
- ア 点検・調査業務
 - イ 緊急対応業務
- (3) 計画策定業務
- ア 大分市下水道ストックマネジメント計画（第3期）の見直し業務
 - イ 大分市下水道ストックマネジメント計画（第4期）の作成業務
 - ウ 大分市下水道ストックマネジメント計画（第5期）の作成業務

1.7 本業務に関する要求水準

本業務の対象業務において、委託者が求める各業務の達成水準は、以下のとおりとする。

- (1) 宮崎水資源再生センター包括維持管理業務
別冊の要求水準書（処理場編）に示す。
- (2) 管路施設維持管理業務
別冊の要求水準書（管路施設編）に示す。
- (3) 計画策定業務
別冊の要求水準書（計画編）に示す。

1.8 委託方式

本業務は、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5・更新支援型）とする。なお、詳細は、「下水道分野における「水の官民連携」第3.0版（令和8年4月 国土交通省 水管理・国土保全局上下水道審議官グループ）」を参照のこと。

1.9 委託期間

本業務の委託期間は、令和9年(2027年)4月1日から令和19年(2037年)3月31日までの10年間とする。なお、契約締結の翌日から令和9年(2027年)3月31日までを業務準備期間（移行期間）と位置付ける。受託者は当該期間において自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、

委託者から業務に必要な引継ぎを受け、各業務の習熟に努めるものとする。

本業務の実施スケジュールは、以下のとおりとする。

項 目	期 間（予定）
契約締結	令和 8年(2026年)11月下旬
業務準備期間（移行期間）	契約締結の翌日から 令和 9年(2027年) 3月31日まで
委託期間	令和 9年(2027年) 4月 1日から 令和19年(2037年) 3月31日まで（10年間）
契約の終了	令和19年(2037年) 3月31日

1.10 本業務に係る許認可、届出等

(1) 許認可、届出等

本業務の実施に際し、許認可等の申請・届出は委託者が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、委託者は受託者を支援する。

委託者が、取得、維持する許認可及び委託者が提出すべき届出であっても、受託者が図書等を作成し、大分市上下水道事業管理者名で提出する場合がある。

(2) 交付金申請等

委託者が行う交付金申請等に係る諸手続きに関して、受託者は申請図書の作成補助その他必要な協力を行うものとする。

1.11 提案上限価格

本業務の提案上限価格は、4,097,286,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。ただし、提案価格は、物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税相当額を含まない。

1.12 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、下水道法、その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

2 参加者の募集に関する条件等

2.1 基本的な考え方

本業務は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、受託者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、優先交渉権者の選定にあたっては、委託者の負担額、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

2.2 選定の方法

参加者の募集及び優先交渉権者の選定は、透明性・公平性・競争性に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

なお、参加者には、技術提案書の提出とともに、提案に関するプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

2.3 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、主たる業務を再委託することはできない。

- (1) 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- (2) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加資格の確認に必要な書類の提出及び応募手続を行う。
- (3) 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が担当する業務の役割分担を明らかにすること。
- (4) 参加者である単独企業及び構成員は、他の参加グループの共同企業体構成員になることができない。

2.4 参加資格要件

2.4.1 共通

参加者（共同企業体の場合は全ての構成員）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、共同企業体を結成する場合は、別紙「共同企業体の取扱について」に示す取扱いとする。

- (1) 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの間に、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立て等がなされていない者であること。
 - ① 会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381号（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定より、なお従前の例によることとされる場合

- を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告
- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立て
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の申立がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の決定が確定している場合を除く。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
 - (4) 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの間に、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下、「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (5) 参加表明書の提出期限以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは、主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
 - (6) 「5.1 委員会の設置」に記載する委員会の委員及び委員を辞した者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。また、本募集要項の公表日から契約締結までの間に、本業務について委員及び委員を辞した者に対して直接又は間接を問わず接触を試みた者でないこと。
 - (7) 本業務に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (8) 国税及び地方税の未納・滞納がないこと。

2.4.2 宮崎水資源再生センター包括維持管理業務

参加者（共同企業体の場合はこの業務を担当する構成員）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、共同企業体を結成する場合は、別紙「共同企業体の取扱いについて」に示す取扱いとする。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、大分類「役務の提供等」の小分類コード 08：「建物管理等各種保守管理」の細分類コード 08：「下水道処理施設維持管理・運転」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ① 国土交通省が「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」を公表した平成 13 年 4 月以降に元請として、公益社団法人 日本下水道協会が発行する「処理場等

包括的民間委託導入ガイドライン」(令和2年6月)に記載されたレベル2以上の考え方による包括的民間委託業務を3年以上継続(複数年契約)して履行した実績を有する者であって、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく分流式の終末処理場を含む維持管理業務を履行した実績を有する者であること。

ただし、終末処理場の維持管理業務にあつては、次に掲げる全ての要件を満たす終末処理場であること。

(ア) 処理方式

下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第5条の5第1項第2号の表の各区分に応じた方法又は別表1に掲げる方法

(イ) 日最大処理能力

45,000 m³/日以上

② 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を受けている者であること。

(3) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3第7号又は第8号に規定する資格を有し、下水道管理技術認定試験(処理施設)又は、下水道第3種技術検定に合格した者(参加表明書の提出期限以前3ヶ月以上の雇用関係がある者)であつて、かつ、次に掲げるすべての要件を満たす終末処理場の維持管理業務の経験を2カ年以上有する業務監理責任者(業務を総括し、他の従事者を指揮監督する者をいう。)を専任で配置できること。

(ア) 処理方式

下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第5条の5第1項第2号の表の各区分に応じた方法又は別表1に掲げる方法

(イ) 日最大処理能力

45,000 m³/日以上

(4) 契約締結に当たっては、「配置予定技術者調書」(様式9)により届け出た専任配置予定業務監理責任者を配置するものとし、当該専任配置予定業務監理責任者については、死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合を除き、その交代を認めないものとする。

なお、令和9年4月1日午前0時より、水資源再生センターやポンプ場等に係る法令等を遵守し、適正な維持管理業務ができる技術力(知識、資格、技能等)を有する者を配置できること。

2.4.3 管路施設維持管理業務

参加者(共同企業体の場合はこの業務を担当する構成員)は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、共同企業体を結成する場合は、別紙「共同企業体の取扱について」に示す取扱いとする。

ただし、分担業務を明確にした上で、(1)、(3)及び(4)のすべてを満たす企業と(2)を満たす企業による構成とすることができる。この場合、この業務の構成員としての要件を満たすもの

とする。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、大分類「役務の提供等」の小分類コード 11：「その他」の細分類コード 14：「その他各種業務委託等」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限以前 10 年以内において、国、地方公共団体から緊急対応業務（上水道又は下水道の管路施設に係る突発的な事故発生時における緊急伝達のための待機業務又は現地調査業務）を受託し、履行を完了した実績があること。
- (3) 参加表明書の提出期限以前 10 年以内において、下水道維持管理指針-2014 年版-（公益社団法人 日本下水道協会）に掲載する管路施設のテレビカメラ調査業務を元請として受託し、履行を完了した実績を有すること。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公社・事業団等）における実績とする。
- (4) 次の資格を有する業務責任者を配置できること。
以下のいずれかの資格を有する自社の正社員（参加表明書の提出期限以前 3 ヶ月以上の雇用契約がある者）
 - ・（公社）下水道管路管理業協会による「下水道管路管理主任技士」
 - ・（公社）下水道管路管理業協会による「下水道管路管理専門技士（調査部門）」

2.4.4 計画策定業務

参加者（共同企業体の場合はこの業務を担当する構成員）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、共同企業体を結成する場合は、別紙「共同企業体の取扱について」に示す取扱いとする。

- (1) 大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1700 号）により、業種区分 土木コンサル について、入札参加の認定を受けている者であること。
- (2) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定する資格を有する技術者を配置できること。
- (3) 下水道ストックマネジメント支援制度（国土交通省）に基づく、管路施設及びポンプ場・終末処理場における下水道ストックマネジメント計画（変更含む。）作成業務の実績を元請けとして有すること。ただし、中核市以上の規模を持つ自治体における実績とする。

照査技術者及び管理技術者は、次の表に記載する者をそれぞれ配置できること。（参加表明書の提出期限以前 3 か月以上にわたり参加者（この業務を担当する構成員）と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）ただし、照査技術者と管理技術者は兼任できない。

照査技術者	「資格種類別担当業務内容一覧表（第 6 段階）」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者	1 名
管理技術者	「資格種類別担当業務内容一覧表（第 6 段階）」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者	1 名

※「資格種類別担当業務内容一覧表（第 6 段階）」は要求水準書（計画編）の別紙 1 を参照

- (4) 上記(3)の業務実績を管理技術者または担当技術者として経験した者を当該業務の管理技術者として配置できること。

2.5 参加資格の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受け付けた日とする。

2.6 参加資格の確認基準日以降の取扱い

確認基準日以前に大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査又は大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査の申請を完了し、技術提案書の提出までに、入札参加資格の認定を受けたことが確認できた場合は、当該入札参加資格要件を満たすものとする。

参加者が参加資格の確認基準日以降に参加資格を欠く事態が生じた場合は参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合がある。対応の詳細は下記のとおりとする。

- (1) 単独企業又は代表企業が参加要件を欠くこととなった場合

単独企業又は代表企業が参加要件を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消し、又は当該優先交渉権者と契約を締結しない。いずれの場合も委託者は一切の費用負担を負わない。

- (2) 応募グループの代表企業以外の企業が参加要件を欠くこととなった場合

- ① 参加資格の確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの期間

当該応募グループが参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格等を確認の上、委託者が認めた場合は参加できるものとする。

- ② 優先交渉権者決定日の翌日から契約締結日までの期間

当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、委託者が参加資格の確認及び結成予定の共同企業体の業務遂行能力を勘案し、契約締結後の業務の履行に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

2.7 応募に関する留意事項

- (1) 公正な募集の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 募集の取りやめ等

委託者は、次の場合には、当該応募者を参加させず、又は募集の延長もしくは中止をすることがある。この場合、応募者が損害を受けることがあっても、委託者はその賠償の責を負わない。

- ① 応募者が、競売妨害の疑いや不正又は不誠実な行為等、不穏な行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 応募者がいないとき。
- ③ 天災・その他やむを得ない事由により、委託者において、適正な募集が行えないと認められるとき。

(3) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書（様式 4-1 又は様式 4-2）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(4) 費用負担

本業務のプロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。また、契約に係る一切の費用は、優先交渉権者又は受託者の負担とする。

(5) 次点交渉権者との協議

① 契約の内容に関する協議が成立しない場合

委託者は、契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

② 契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

委託者は、契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(6) 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(7) 提出書類の取扱い

① 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示等、委託者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、委託者は、参加者の許諾を得た範囲において、無償で使用することができるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、委託者は、受託者の選定等を説明する以外の目的には使用しない。

② 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え及び再提出は、委託者が指示した場合を除き認めない。

③ 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

④ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者の本業務に係るプロポーザル参加は認めない。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止要領に基づいて指名停止を行うことがある。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(9) 提供資料の取扱い

委託者が提供する資料又は閲覧図書は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(10) その他

委託者は、募集要項等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合は、本市ホームページを通じて参加者に通知する。

また、募集要項の公表日以降、募集要項等を補完又は修正する追加資料を委託者が公表した場合は、当該追加資料が先に公表した募集要項等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料についても同様にホームページで行う。

3 募集及び選定等の日程

募集要項の公表から業務開始までの日程は、概ね以下のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

No	内 容	実 施 日
1	募集要項等の公表	令和 8 年 5 月 11 日
2	資料閲覧 ※希望者対象	令和 8 年 5 月 25 日から 令和 8 年 5 月 29 日まで
3	見学会（宮崎水資源再生センター） ※希望者対象	令和 8 年 5 月 25 日から 令和 8 年 5 月 29 日まで
4	募集要項等に関する質問の受付	令和 8 年 6 月 1 日から 令和 8 年 6 月 5 日まで
5	募集要項等に関する質問への回答公表	令和 8 年 6 月 22 日
6	参加表明書等の受付締め切り	令和 8 年 7 月 10 日
7	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 7 月 17 日
8	競争的対話の受付締め切り	令和 8 年 7 月 24 日
9	競争的対話の実施	令和 8 年 7 月 29 日から 令和 8 年 7 月 31 日
10	技術提案書の受付締め切り	令和 8 年 9 月 30 日
11	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 10 月 28 日から 令和 8 年 10 月 30 日
12	選定結果の通知（優先交渉権者）、 審査結果の公表	令和 8 年 11 月 13 日
13	契約締結	令和 8 年 11 月 下旬
14	委託準備期間及び業務引継期間	契約締結から 令和 9 年 3 月 31 日まで
15	業務開始	令和 9 年 4 月 1 日から

4 募集に関する手続き等

4.1 資料閲覧

本業務への参加を希望する者（法人に限る。）に対して、以下のとおり資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

(1) 実施期間

令和 8 年 5 月 25 日(月)から令和 8 年 5 月 29 日(金)までの期間において、参加希望者の希望日時を参考に委託者が調整、指定した日時とする。

(2) 閲覧場所

大分市上下水道局 5 階 51 会議室

(3) 申込方法

資料閲覧申込書（様式 2）に必要事項を記入し、電子メール（「7 本業務に関する問合せ先」参照）により申込みすること。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託（資料閲覧申込）【企業名】」（「」を除く。）とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式（社印の押印は不要）とし、PDF 形式等は不可とする。

(4) 申込期限

令和 8 年 5 月 20 日(水) 17 時 00 分まで

(5) 閲覧資料

業 務 項 目	参 考 資 料
宮崎水資源再生センター包括維持管理業務	処理場等の運転管理記録
管路施設維持管理業務	過年度のテレビカメラ調査業務の成果品
	官民対応実績
	管路点検業務の実績
計画策定業務	大分市下水道ストックマネジメント計画
その他	大分市公共下水道事業計画書

(6) その他

資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、「4.3 募集要項等に関する質問の提出」に示す方法によってのみ受け付けるので留意すること。

4.2 現地見学会

本業務への参加を希望する者（法人に限る。）に対して、以下のとおり現地見学会を実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

(1) 実施日時

令和 8 年 5 月 25 日(月)から令和 8 年 5 月 29 日(金)まで

(2) 実施場所

現地見学会：宮崎水資源再生センター

(3) 申込方法

現地見学会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入し、件名を「宮崎水資源再生センター 包括維持管理外業務委託（施設見学申込）【企業名】」（「」を除く。）として電子メール（「7 本業務に関する問合せ先」参照）により申し込むこと。

(4) 申込期限

令和 8 年 5 月 20 日(水) 17 時 00 分まで

(5) その他

募集要項等は配布しないので、各自持参すること。なお、現地見学会において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、「4.3 募集要項等に関する質問の提出」に示すところによりのみ受け付けるので留意のこと。また、現地見学会における安全対策については、参加希望者で準備すること。

4.3 募集要項等に関する質問の提出

本業務への参加を希望する者（法人に限る。）に対して、募集要項等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 1 日(月) 8 時 30 分から令和 8 年 6 月 5 日(金) 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式 3）に必要事項を記入し、電子メール（「7 本業務に関する問合せ先」参照）により提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「包括委託募集要項等に関する質問【企業名】」（「」を除く。）とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。

4.4 募集要項等に関する質問への回答公表

募集要項等に関する質問の回答は、令和 8 年 6 月 22 日(月)から本市ホームページにおいて随時公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

4.5 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 10 日(金) 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

大分市上下水道局経営企画課に持参または郵送又は宅配便により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 4-3-1）を併せて持参すること。なお、送付先の住所については、「7 本業務に関する問合せ先」を参照すること。

(3) 提出書類

「6.1 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

4.6 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和 8 年 7 月 17 日(金)までに、参加希望者に対して電子メール及び書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加希望者に対しては、その理由を付記して通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

4.7 競争的対話

委託者及び参加者が十分な意思疎通を図ることにより、参加者が本業務に対する理解を深めるとともに、委託者の意図と参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることなどを目的とする競争的対話を実施する。競争的対話への参加は応募者の任意であり、対話参加の有無によって以後の本プロポーザルへの参加を妨げられるものではない。

なお、参加者が提案事項を発表する場ではないことに留意すること。また、競争的対話への参加の有無や内容は、優先交渉権者を選定する際の審査に影響しない。

(1) 参加単位

- ① 本業務の参加資格があると認められた応募グループ単位とする。
- ② 応募グループ内の全ての企業の参加は義務付けないが、代表企業は必ず参加すること。
- ③ 当日の参加人数は 8 名以内とし、「応募グループ構成表」に記載する企業のみとする。

(2) 事前手続き

① 提出期間

令和 8 年 7 月 24 日(金) 17 時 00 分まで

② 提出方法

競争的対話の議題を電子メール（「7 本業務に関する問合せ先」参照）により提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託（競争的対話の議題）【グループ名】（「」を除く。）とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、実施要領及び様式は、参加資格確認結果の通知と併せて参加資格がある者に配布する。

(3) 実施予定日及び会場等

① 実施予定日

令和 8 年 7 月 29 日(水)から令和 8 年 7 月 31 日(金)

② 実施会場

大分市上下水道局 5 階 大会議室

③ 実施時間

1 グループあたり 90 分（説明、質疑含む）以内とする。

(4) 競争的対話の進め方

① 時間の配分

- (ア) 競争的対話の時間に、入室・説明準備、注意事項等の説明及び退室の時間を含む。
- (イ) 入室・説明準備の時間が想定時間を上回った場合でも競争的対話終了時間は変更しないため、速やかに入室及び資料配付等の準備をすること。
- (ウ) 参加者間の公平性を確保するため、質疑応答の途中であっても、予定時間を経過した時点で対話は終了する。ただし、議題ごとの時間制限は設けない。

② 当日の進行

- (ア) 全体の司会進行は委託者側で行う。
- (イ) 対話は、議題ごとに参加者から背景・趣旨、確認内容等の説明をする。続いて、委託者から必要に応じて確認、質問等をする。委託者からの応答を受け、必要に応じて、再度の質問と応答を行う。その後、次の議題に移るという進行とする。

(5) 留意事項

- ① 議題の内容は、参加者の任意とする。競争的対話では、委託者は、参加者から事前に提出された「競争的対話の議題」において、募集要項等を満たすものであるか否かについて回答するが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等を行わない。
なお、確認のために時間を要するものについては、後日の回答とする場合がある。
- ② 「競争的対話の議題」に記載がない質問や「競争的対話の議題」に記載があっても、時間内に対話が行われなかった内容については、原則として回答を行わない。
- ③ 対面・口頭による意見交換を原則とするが、委託者及び参加者相互の意思疎通を円滑にするために、参加者が競争的対話の場で、図や資料等を書面で提示することは可とする。ただし、その場合は「競争的対話の議題」と同時に電子データ（PDF 形式）を提出すること。
- ④ 当日競争的対話の席上で、参加者が新たな図面、資料等を配付することは認めない。
ただし、事前に提出された③の資料と同一であれば、拡大した図面、資料のパネル等を持ち込むことは妨げない。当日の資料の必要部数については、実施予定日の前々日までに参加者に通達する（参加者分の資料は、必要部数を適宜用意すること）。
- ⑤ 特別な理由がない限りの入退室、携帯電話の使用及びカメラの使用は認めない。
ただし、録音機の使用は認める。
- ⑥ 参加者は、競争的対話実施後速やかに議事録を「競争的対話の議題」の回答欄に記載すること。なお、対話終了 5 分前には協議を終了し、その場で議事録の概要について双方で確認する。参加者は、議事録を実施後 1 週間以内に電子メール（「7 本業務に関する

問合せ先」参照)により提出すること。

委託者は、参加者が作成した議事録を、競争的対話の結果公表のために使用する。また、提出された議事録の内容に関して、記載趣旨を明確化するため、問い合わせや修正依頼等を行うことがある。

4.8 技術提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月30日(水)17時00分まで

(2) 提出方法

大分市上下水道局経営企画課に持参又は郵送で提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人が持参する場合は、委任状(様式4-3)を併せて提出すること。

なお、送付先の住所については、「7 本業務に関する問合せ先」を参照すること。

(3) 提出書類

「6.2 技術提案書提出時の提出書類」を参照のこと。

4.9 参加の辞退

参加表明書(様式4-1又は様式4-2)の提出以降、技術提案書の提出期限まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、令和8年9月30日(水)17時00分までに辞退届(様式4-10)を大分市上下水道局経営企画課に持参又は郵送で提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人が持参する場合は、委任状(様式4-3)を併せて提出すること。

送付先の住所については、「7 本業務に関する問合せ先」を参照すること。

5 優先交渉権者の決定等

5.1 委員会の設置

委託者は、技術提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託受託者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。

なお、委員会は、次表のメンバーによって構成されており、公募への参加者が、本募集要項の公表日から契約締結までの間に、本業務について委員及び委員を辞した者に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託受託者選定委員会 構成メンバー

役職	氏名（敬称略）	所属等
委員長	加藤 裕之	中央大学 研究開発機構 機構教授
副委員長	帆秋 利洋	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 元教授
委員	秦野 真郎	秦野会計事務所 税理士
委員	中西 章敦	日本文理大学 工学部 教授
委員	衛藤 興憲	大分市上下水道局 上下水道部 部長
委員	清家 秀寿	大分市上下水道局 上下水道部下水道施設管理課 課長

5.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、技術提案書の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施することを基本とする。

(1) 実施予定日

令和8年10月28日(水) から令和8年10月30日(金)まで

(2) 実施内容等の詳細

実施時間、実施場所、プレゼンテーション及びヒアリングの方法等の詳細については、事前に参加者に通知する。

5.3 優先交渉権者の決定

(1) 参加資格の確認

委託者は、応募者からの参加表明書及び参加資格審査書類をもとに、参加資格の具備、

業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

① 参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

参加希望者から提出された参加表明書及び参加資格審査に必要な書類により、技術提案に関する要件を除く参加資格を確認する。

募集要項等を示す参加資格要件を満たしていない場合に、参加資格がないものとする。

② 参加資格（技術提案書に関する要件）の確認

技術提案書について、各様式に記載された内容が、要求水準に示す最低限の要求水準をすべて満たしていること。また、実現性や効率性等に係る技術的所見が適正であることを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求水準を満たさない事項がある場合や技術的所見が適正であると判断できない場合は、参加資格がないものとする。

(2) 提案価格及び技術提案内容による評価

委員会は、提案価格に基づいた価格評価点及び技術提案の内容に基づいて評価された技術評価点により総合的に評価する。委託者は、その評価を踏まえて優先交渉権者を決定する。

5.4 選定結果の通知等

選定結果は令和 8 年 11 月 13 日(金) (予定) までに、代表企業に対して電子メール及び書面により通知するとともに、併せて本市ホームページにおいて公表する。この場合、優先交渉権者に選定されなかった者に対しても通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

5.5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、委託者はその旨を速やかに本市ホームページにおいて公表する。

5.6 参加者が 1 者であった場合の取扱い

参加者が 1 者であった場合においても、提案審査基準に従い審査を行う。

5.7 契約手続き

委託者は、優先交渉権者に見積書の提出を求め、委託契約を締結する。委託契約の詳細については、別冊の「業務委託契約書（案）」を参照のこと。

また、委託者は、優先交渉権者が委託契約を締結しないときは、技術提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

6 提出書類

6.1 参加表明時の提出書類

本プロポーザルへの参加を表明する時は、以下の表に示す書類を1部提出すること。

提出書類		様式	備考
参加表明書 (単独企業用)		様式 4-1	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
参加資格確認申請書 (単独企業用)		様式 4-1-1	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
参加表明書 (共同企業体用)		様式 4-2	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ・併せて、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。
参加資格確認申請書 (共同企業体用)		様式 4-2-1	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
参加資格確認書類	会社概要	添付	・最新のもの ・共同企業体の場合は、構成員全社
	商業登記簿謄本 (登記事項証明書)	添付	・募集要項公表日以降に交付されたもの ・共同企業体の場合は、構成員全社
	営業所一覧表	様式 4-5	・最新のもの ・共同企業体の場合は、構成員全社
	定款	添付	・最新のもの ・共同企業体の場合は、構成員全社
	財務諸表 (貸借対照表, 損益計算書, キャッシュフロー計算書)	添付	・直近2か年度の各会計年度のもの ・共同企業体の場合は、構成員全社
	納税証明書	添付	・最新のもの ・国税及び地方税の未納・滞納がないことを証明するもの ・共同企業体の場合は、構成員全社
	業者登録確認書類	添付	・下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類
	終末処理場維持管理業務の履行実績	様式 4-6	・履行した実績が確認できる契約書の鑑の写し及び業務監理責任者の従事内容が分かる書類の写し等を添付すること。
	下水道管路調査業務の履行実績	様式 4-7	・履行した実績が確認できる契約書の鑑の写し等を添付すること。
下水道ストックマネジメント計画策定業務の履行実績	様式 4-8	・履行した実績が確認できる契約書の鑑の写し等を添付すること。	

	配置予定技術者の資格	様式 4-9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項を漏れなく記載すること。 ・ 以下の技術者及び参加資格の要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。 ① 宮崎水資源再生センター包括維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務監理責任者 ② 管路施設維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務責任者 ③ 計画策定業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者， 照査技術者
その他	統括責任者	様式 4-9-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定者に下水道法に定める資格・経歴がある場合に添付すること。 ・ 上記の業務監理責任者等が兼務する場合は、その旨を記載すること。

6.2 技術提案書提出時の提出書類

6.2.1 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、発注者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 企業を特定あるいは類推できるような表現や名称を用いないこと。
- (2) 技術提案書は、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- (3) A4 版ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。
- (4) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (5) Microsoft Word 又は Excel 形式（Windows 版）により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- (6) 原則として横書きで記載すること。
- (7) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- (8) 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

6.2.2 提出書類

技術提案書提出時は、以下の表に示す書類を提出すること。提出部数は、技術提案書提出届（様式 5-1）については 1 部、技術提案書については 11 部（正本 1 部、副本 10 部）とする。

提出書類	様式	備考
技術提案書提出届	様式 5-1	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
要求水準に関する誓約書	様式 5-1-1	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
企業名対応表	様式 5-1-2	・必要事項を漏れなく記載すること。
提案概要説明書	様式 5-2	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
価格提案書	様式 5-3	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務実施計画	様式 5-4	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務実施体制	様式 5-5	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
運転管理・維持管理業務	様式 5-6	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
危機管理・安全対策	様式 5-7	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
計画策定業務	様式 5-8	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務改善・セルフモニタリング	様式 5-9	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
地域への貢献	様式 5-10	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
その他	様式 5-11	・提出は任意とする。 ・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
技術提案書の電子データ	—	・上記技術提案書（様式 5-2 ～ 5-11）を通して印刷できるようにした PDF 形式の電子データを CD-ROM に収納し、提出すること

6.2.3 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する時は、以下に示す書類を1部提出すること。

提出書類	様式	備考
応募辞退届	様式 4-10	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

6.2.4 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、以下に示す書類を1部提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 4-3	・書類の提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。 ・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

7 本業務に関する問合せ先

大分市上下水道局（3階） 経営企画課 下水道計画班

所在地：〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号

電話：097-538-2423

電子メール：sk-jigyo@city.oita.oita.jp

別紙

共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託における共同企業体に係る基本的な取扱いを定めたものである。

1. 共同企業体の運営形態

本業務を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該業務を構成する一部の業務もしくは当該業務と同種の業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 各構成員は、募集要項「2.4 参加資格要件」に掲げる要件を満たしていること。
- (4) 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 委任状の写し

4. 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 参加資格要件のうち、「2.4.1 共通」に掲げる要件は構成員の全てが満たすものとする。
- (2) 共同企業体の構成員として本業務に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本業務に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

共同企業体協定書（乙）の例

（目的）

第1条 当共同企業体は、大分市上下水道局発注による宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地）_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、____年____月____日に成立し、第1条に規定する委託業務の完了後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該委託業務の契約の相手方とならなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地_____

商号又は名称_____

所 在 地_____

商号又は名称_____

所 在 地_____

商号又は名称_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称）_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料（部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担委託業務額)

第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する委託業務（以下「分担委託業務」という。）の一部につき発注者と契約内容の変更等を行ったときは、必要に応じて分担を見直すものとする。

- ・ ____委託 (商号又は名称) _____
- ・ ____委託 (商号又は名称) _____
- ・ ____委託 (商号又は名称) _____

2 分担委託業務の価格（以下「分担委託業務額」という。）については、次条に規定する運営委員会が別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担委託業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員への必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担委託業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 第1条に規定する委託業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担委託業務額の割合に応じ毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担委託業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務の履行途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が第1条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(委託業務の履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担委託業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか____社は、上記のとおり_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

(代表者)

共同企業体 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○
構成企業 商号又は名称 ○○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

共同企業体 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○
構成企業 商号又は名称 ○○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○ 印

共同企業体 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○
構成企業 商号又は名称 ○○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○ 印